

消防法令への適合確認を円滑に進めるためのお願い

1 目的

住宅を活用して民泊を始める場合、火災により宿泊者や建物が被害を受けないようにするため、消防法に基づき適切に防火対策を講じていただく必要があります。

消防法令への適合確認をご自身で申請する場合、講ずべき防火対策について「消防法令上の取扱い等に関するリーフレット」により確認した上で、下記2に示す内容を記載した平面図を持参して、消防本部予防課で相談していただくと、手続きを円滑に行うことができます。

なお、提出書類の詳細は、消防本部予防課に相談してください。

2 平面図に記載していただきたい情報

平面図には、次の内容を記載してください。なお、住宅宿泊事業法の届出を行う際に使用する予定のものを活用していただいて結構です。

- ① 宿泊室として利用する範囲、住宅宿泊事業者が利用する範囲
- ② 消防用設備等を設置する場所
※具体的な設置位置等の記載方法については、「民泊における消防用設備の設置に関するリーフレット」をご参照ください。
- ③ 宿泊室や押入れの寸法
- ④ 60cm以上の垂れ壁の有無

※平面図の記載例については別紙をご参照ください。

3 参考となるリーフレット等

- 消防法令上の取扱い等に関するリーフレット
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_horei.pdf>
- 民泊における消防用設備の設置に関するリーフレット
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_setubi.pdf>
- 消防法令関係用語集
<<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/yougosyu.pdf>>
- 消防用設備等設置届出書等の記載例
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/settitodoke_kisairei.pdf>

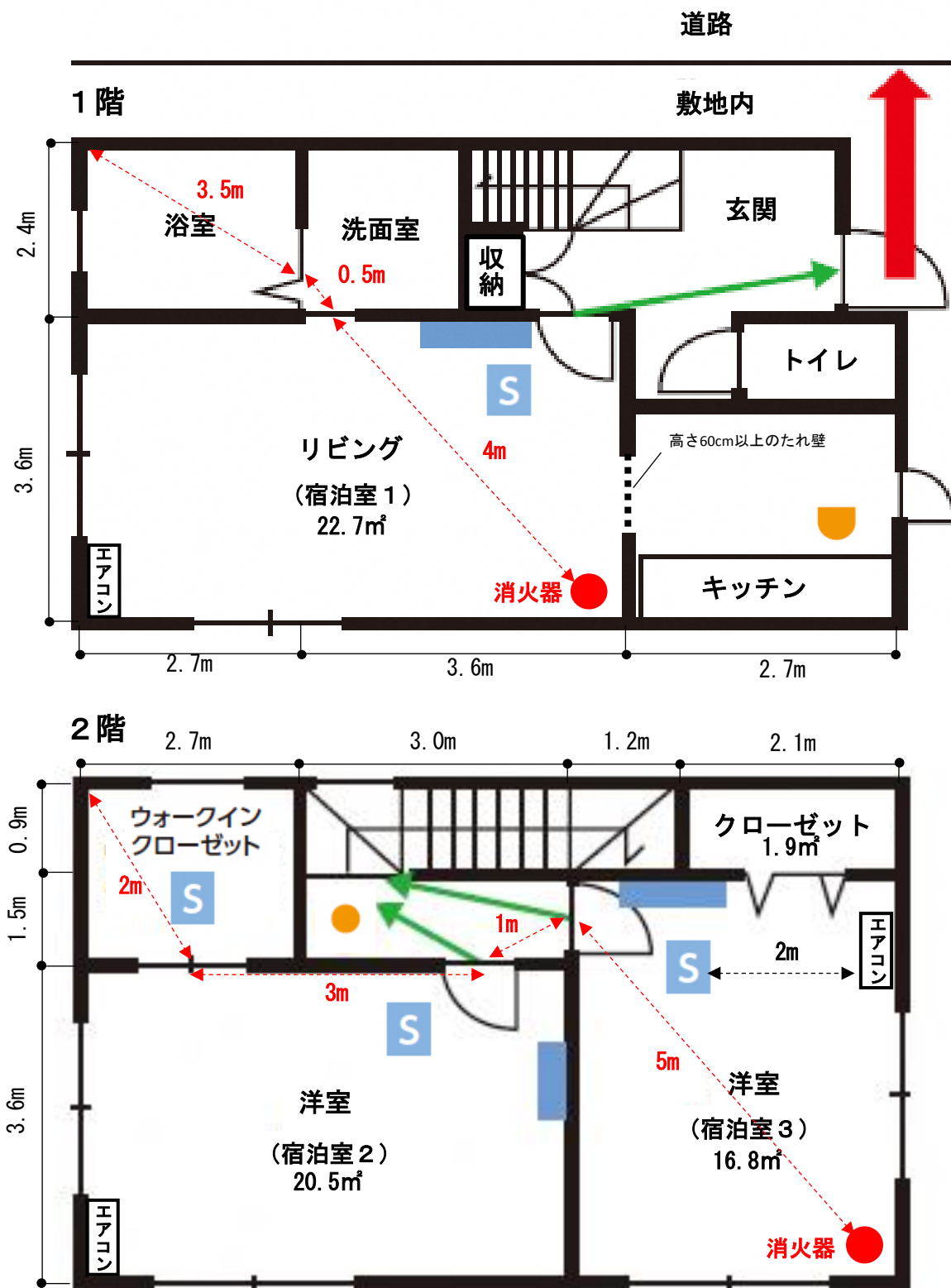


<問い合わせ先>

茨木市消防本部予防課 TEL:072-622-6950

【平面図の記載例】

※ 2①～④以外の項目も記載されていますが、それらの項目は分かる範囲で記載してください。



凡例

S : 煙感知器 (特小自火報)

: 熱感知器 (特小自火報)

: 歩行距離

誘導灯を免除する場合の要件

: 簡明な避難経路

: 窓等から3m以内を通らない外部の避難経路

: 避難経路図

: 非常用照明器具 (住宅宿泊事業法第6条により設置されるもので可)